

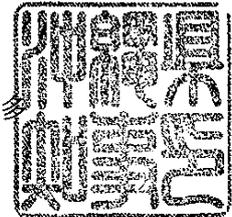


環政第908号

平成23年7月25日

沖縄県知事  
仲井眞 弘多 殿

沖縄県知事  
仲井眞 弘



主要地方道南風原知念線(地域高規格道路 南部東道路)整備事業に係る  
環境影響評価書に対する知事意見について

平成23年6月10日付け土都第576号で送付のあったみだしの環境影響評価書について、  
沖縄県環境影響評価条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第22条第  
1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

## 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る 環境影響評価書に対する知事意見

### 1 排水計画について

道路延長ごとの具体的な排水先などは、詳細設計時に検討するとしていることから、詳細設計に当たっては、可能な限り現況の水象（地下水も含む）が保持されるように検討すること。

### 2 緑化計画について

切土部（一般部）及び盛土部においては、自然侵入促進工により緑化するとしているが、改変する部分に生育している植物や、種子が入っていると考えられる改変区域の表土を緑化に当たっての資源として活用することを検討すること。検討の結果、これらを活用しないとした場合には、その結論に至った検討経緯を示すこと。

また、当該部分については、植生が形成され、恒久的な赤土等流出防止対策が完了するまでの間、赤土等が流出しないよう適切な環境保全措置を講じること。

なお、これらによる緑化が困難と判断された場合、外来種が優占した場合等には、周辺の潜在自然植生、生態系の構造・機能等を踏まえて、緑化を行うこと。

### 3 赤土等流出防止対策について

石灰岩分布域の濁水処理方法について、浸透処理方式から凝集沈殿処理方式に変更したとしているが、同区域での濁水貯留池の設置に際しては、底面及び側面における石灰岩の裂け目等から濁水が地下水脈へ流入しないよう適切な措置を講じること。

### 4 騒音・振動について

- (1) 施設等の存在及び供用時における自動車の走行に伴う騒音による影響について、一部区間（山川、高平及び環境保全について特に配慮が必要な施設（みつわ保育所及びつきしろ学園）周辺においては、環境保全措置として排水性舗装を敷設するとしているが、当該舗装については、密粒アスファルト舗装に比較して、1kHz以上の周波数帯域で騒音レベルが減少する一方、500Hz付近では騒音レベルが上昇する傾向を示すとする調査結果もあること、及び実行可能な範囲内で環境影響をできる限り低減するという観点から、更なる環境保全措置として、植栽による道路の遮蔽、遮音壁の設置等についても検討すること。

また、その他の区間（例えば、計画路線近隣に住居が存在する区間）においても、前述と同様の観点から、排水性舗装、植栽による道路の遮蔽、遮音壁の設置等の環境保全措置の実施を検討すること。

検討の結果、これらの環境保全措置を講じないとした場合には、その検討経緯を示すとともに、これらの措置を講じなくとも実行可能な範囲内で環境影響をできる限り低減しているとする具体的な根拠を示すこと。

- (2) 施設等の存在及び供用時における自動車の走行に伴う騒音による影響に対する環境保全措置として、排水性舗装を敷設するとしているが、当該舗装の騒音低減効果に

については、設置6年後にはほぼ密粒アスファルト舗装における騒音レベルに近くなる傾向があるとの調査結果もあることから、当該舗装の騒音低減効果が維持できるよう適切に維持管理を行うこと。

- (3) 建設作業騒音・振動に係る事後調査について、「建設機械稼動ピークが計画路線に近接する集落及び留意施設に最も近くなる時期に1回」としているが、「建設機械の配置や台数の把握」を行うとしていることから、その結果を踏まえ、適切な時期に実施するとともに、必要に応じて、複数回調査を実施すること。
- (4) 施設等の存在及び供用時においては、現時点では想定できない要因により誘発交通が発生する可能性も否定できないことから、自動車の走行に伴う騒音・振動についても事後調査を実施すること。

## 5 植物について

- (1) 移植対象種は「影響を受ける重要な種（個体全て）」としているが、移植先によっては既存の植生に影響（移植作業の実施に伴う周辺植生のかく乱、移植対象個体が多数であることに伴う周辺植生のかく乱等）を及ぼす可能性もあることから、移植対象種については、当該種の生態、沖縄島における分布状況、事業実施区域における確認状況等を踏まえ、専門家等の意見を聴取すること等により、地域個体群維持の観点から再度、検討するとともに、その経緯及び根拠を示すこと。
- (2) 移植対象種ごとの移植先の環境条件の適否及び持続的保全の可能性については、移植先の準備が整った段階で整理を行うとしているが、移植先の選定に当たっては、これらを含めて検討すること。また、改変範囲周辺において確認された重要な植物種のうち、移植対象となる可能性のある種の移植先についても同様に検討すること。なお、検討の結果、適切な移植先がなく、移植に適した環境を創出する必要が生じた場合には、周辺植生等への影響を可能な限り低減できるような措置を講じるとともに、当該周辺区域における動物相に係る事後調査も実施すること。
- (3) マント群落及びソデ群落の具体的な植栽種の選定に当たっては、専門家等の意見を聴取し、周辺の潜在自然植生、生態系の構造・機能等に影響を及ぼさないように検討すること。
- (4) 親慶原大川における「改変範囲周辺の重要な植物種の生育状況」に係る事後調査については、チョウチンミドロも含めて生育状況を確認すること。
- (5) 陸域植物に係る事後調査については、環境影響の程度を著しいと判断する基準が示されていないことから、当該基準を具体的に示すこと。

## 6 動物について

- (1) 近自然型水路（素掘側溝）の設置に当たっては、大雨時の洗掘等により赤土等の流出が生じないよう適切な措置を講じること。また、当該措置については、不確実性が伴うと考えられることから、事後調査を実施すること。
- (2) 改変範囲内及びその周辺で確認され、改変によって生息環境が消失する可能性がある種及び資機材の運搬車両等の輪禍の被害にあう可能性がある種に対する環境保全措置として、類似環境へ移動を行うとしているが、当該措置に係る効果については不確

実性があると考えられることから、事後調査を実施すること。

また、移動先の選定に際しては、専門家等の意見を聴取し、各動物種の移動先における環境条件の適否及び移動後における持続的保全の可能性を踏まえて、検討すること。

- (3) 小型コウモリ類の繁殖に対する環境保全措置として、繁殖期におけるアマチジョウガマ周辺の工事を中断することについて、工事を中断する範囲は、非繁殖期の工事における騒音・振動及び小型コウモリ類の挙動に関するモニタリングの結果を基に設定するとしているが、その設定に際しては、他の事例に係る文献資料を参考にするとともに、専門家等の意見を聴取し、工事の実施に伴う騒音・振動により小型コウモリ類の繁殖に影響を及ぼさないよう慎重に検討すること。

## 7 廃棄物について

施設等の存在及び供用時の道路維持管理に伴って発生する刈草等の受入可能性については、産業廃棄物に係る再生処理施設の処理能力を基に予測及び評価されているが、道路維持管理に伴って発生する刈草等は一般廃棄物に該当することから、処理の委託が想定される一般廃棄物に係る再生処理施設ごとの処理能力及び残余処理能力（受入可能量）を基に予測及び評価すること。また、再生処理施設への受け入れが困難であると予測された場合には、廃棄物処理法に基づいて適切な措置を講じること。

## 8 その他

詳細設計時に検討するとしている事項については、工事実施前にその検討結果、検討経緯及びその結果に至った根拠を報告すること。